

鴻介第61号  
令和2年4月9日

各 障害児者施設・事業所 管理者 御中  
各 介護保険サービス事業者 管理者 御中  
(通所・短期入所サービスに限る)

鴻巣市健康福祉部長

政府の緊急事態宣言発令を受けた本市の方針について（通知）

日頃より、本市福祉行政の推進に際しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

4月7日（火）に政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、本市においても新型コロナウイルス対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ緊急事態であることを鑑み、放課後児童クラブや保育所等の5月6日（祝・水）までの原則休室（所）を決定したところです。

現在のところ、埼玉県から社会福祉施設に対する利用制限等の自粛要請は行われていませんが、本市といたしましては5月6日（祝・水）までの間、「3つの密」を避けるため、ご家族等と調整いただき、可能な限り利用者が自宅で過ごせるようご協力いただきたいと思いますと考えております。

なお、サービス実施に当たっては、手指の消毒設備の設置やマスクの着用など感染防止策を最大限講じていただき、利用者及び従業員の皆様の安全を十分に確保していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

**【担当・問い合わせ】**

TEL：048-541-1321

FAX：048-541-1328

障害児者施設・事業所について

障がい福祉課自立支援担当（内線 2619）

介護保険サービス事業所について

介護保険課事業者担当（内線 2679）